平成２３年（フ）第１５０５号
さいたま市北区土呂町１丁目17番地７　カサ・テオドール301
債務者　青木　良和
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３７号
埼玉県蓮田市上２丁目９番２号　サンハイツ蓮田502号
債務者　長井　英之
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５５号
埼玉県川口市大字石神2033番地の２　リレント安行205号
債務者　金澤　定義
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７５号
埼玉県加須市土手２丁目13番１号　メゾンローズ201号
債務者　捧　　勝巳
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８２号
さいたま市北区日進町１丁目489番地６
債務者　倉光　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０９２号
大阪府東大阪市吉田５丁目２番24号
債務者　泉　　三鈴
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４９５号
大阪府豊中市南桜塚３丁目３番22号
債務者　菊池　典子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６００３号
大阪府寝屋川市萱島南町14番17号
債務者　小船　眞一
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０８７号
大阪市旭区大宮４丁目13番１―406号
債務者　島津　伯次
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１３９号
大阪府東大阪市横小路町６丁目２番24号　コーポ山本205号
債務者　須田　勇一
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１５７号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番３―403号
債務者　神田　文男
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１９７号
大阪市城東区今福東２丁目15番30―306号
債務者　西垣　一郎
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２０３号
大阪市福島区海老江８丁目４番32号
債務者　山本　麗子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２０５号
大阪府豊中市岡町北２―17―４―102、住民票上の住所大阪市阿倍野区松崎町３丁目６番５号
債務者　仲西　理絵
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２１８号
大阪府東大阪市衣摺３丁目22番21号　スズラン202号
債務者　片山　裕也
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４０号
大阪市住之江区西住之江３丁目４番22号　グランソシエ住之江406
債務者　岡田　清子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４８号
大阪府豊中市熊野町４丁目13番30号
債務者　武田起代子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部